

先行許可証の運用状況について

先行許可証制度

申請者・都道府県の事務の合理化のため、許可申請時の提出書類を一部省略できる仕組み。

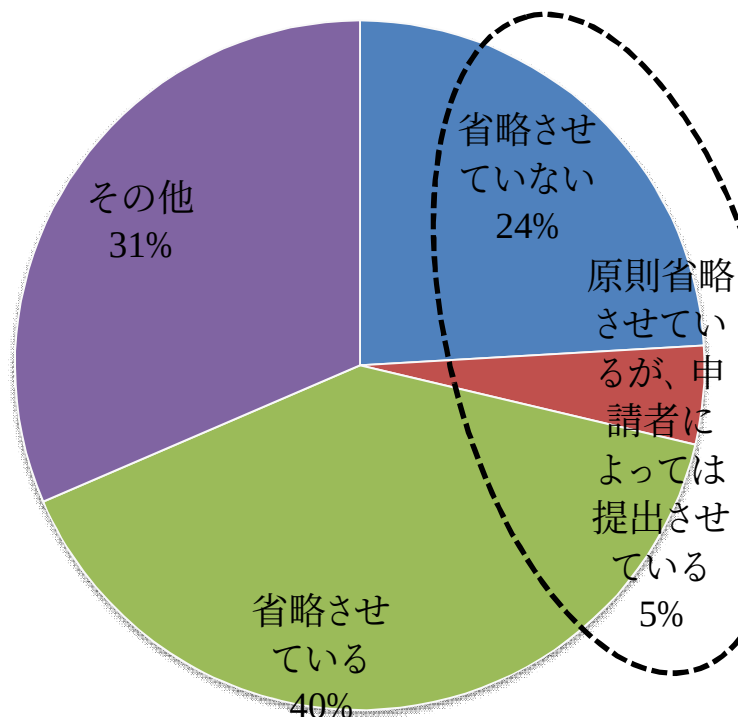
既に取得した許可証を提出
※ 住民票の写し等を添付して
受けたもので、許可時から
5年以内のもの



都道府県等は、次の書類を省略させることができる

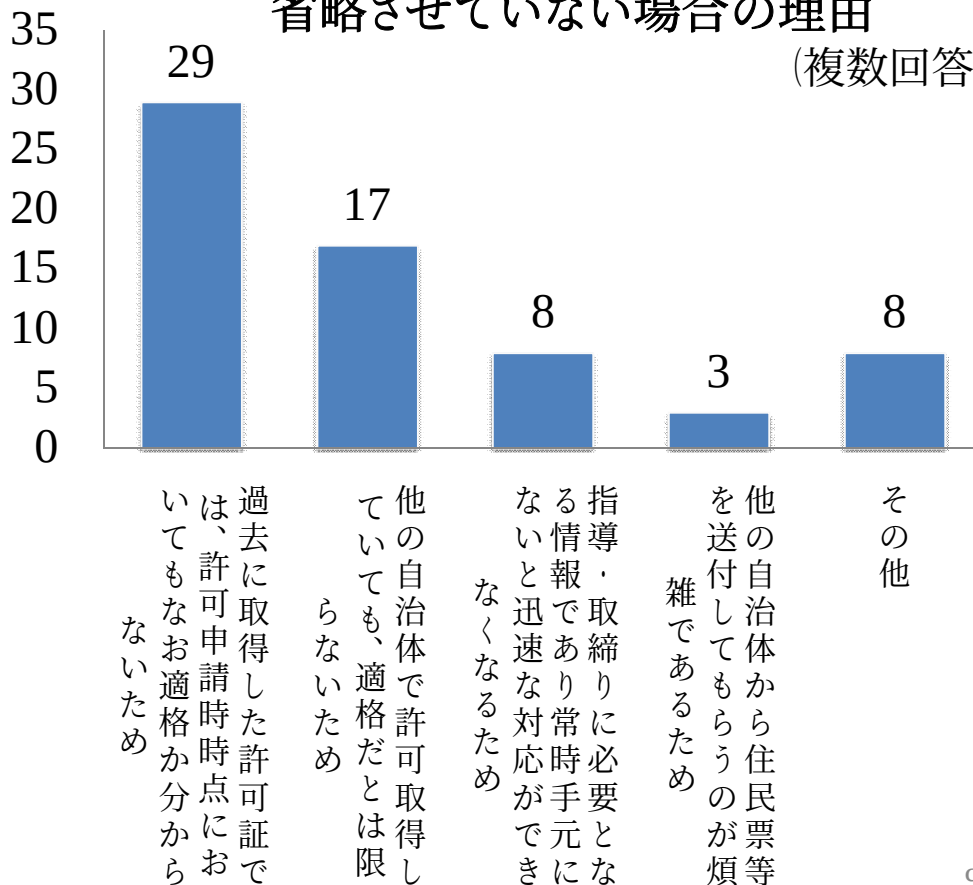
- 申請者の住民票の写し、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書
- ※ 法人の場合はその役員、発行済株式総数の5%以上を有する株主・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者についても不要。
- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書

先行許可証の活用状況 (住民票等を省略させているか)



省略させていない場合の理由

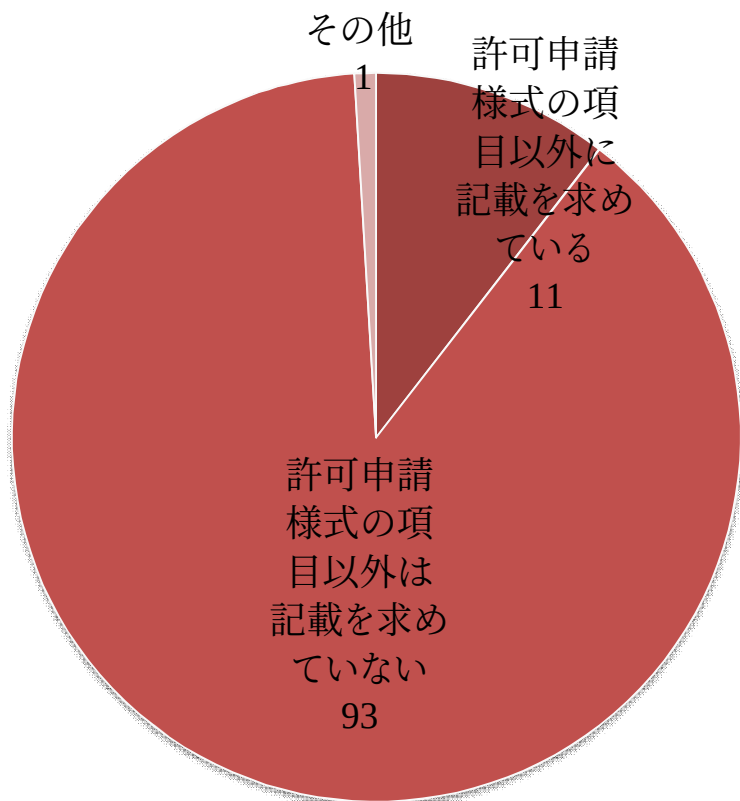
(複数回答)



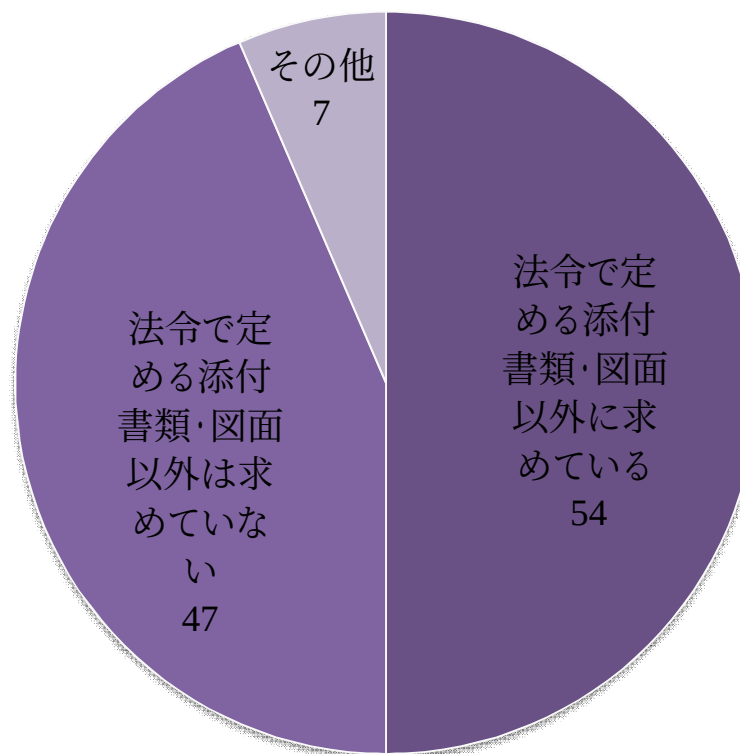
許可申請書記載事項等の地方自治体の運用状況

- 許可申請書等記載項目の追加事項としては、役員の新旧対照表、発行済株式総数の5%以下の株式を有する株主等の氏名等、確定申告書の写し、マニフェスト管理方法、等が挙げられた。
- 許可申請書等添付書類・図面の追加事項としては、従業員名簿、産業廃棄物の発生から処分までのフロー図、斜め前方・斜め後方からの車両の写真、委託契約書の写し、経理的基礎確認のための必要書類（中小企業診断士の経営診断書、確定申告書の写し、税の滞納がないことの証明書、納税額が0円又は重加算税の理由書等）、処理により生産される製品の種類・量・販売価格、土地及び施設の所有権を証する書類等が挙げられた。

許可申請書等の記載項目の追加の有無



許可申請書等の添付書類・図面の追加の有無



産業廃棄物に係る都道府県の法定外税

平成12年に創設された法定外目的税として、これまでに27の都道府県において産業廃棄物の処分等に係る税が導入されている。平成20年4月1日現在

都道府県	課税客体	課税標準	納税義務者	税率	施行年月日	18年度 決算額 (百万円)	備考
三重県	①中間処理施設への搬入	①当該産業廃棄物の重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	1,000円/トン	平成14年4月1日	246	1,000トン未満免税
滋賀県	②最終処分場への搬入	②当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量			平成16年1月1日	111	500トン未満免税
岡山県	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		平成15年4月1日	802	
広島県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	926	自社処分は原則課税免除
鳥取県					平成15年4月1日 (平成20年4月1日)	6	自社処分は原則対象外 下水処理に伴う汚泥等は非課税
青森県					平成16年1月1日	90	県が供給する工業用水で、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税
岩手県						93	
秋田県						390	公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/トン
奈良県					平成16年4月1日	190	
山口県						223	自社処分は原則課税免除
新潟県					平成16年4月1日	227	
京都府					平成17年4月1日	89	
宮城県						387	
島根県						150	
熊本県						172	
福島県					平成18年4月1日	380	自社処分は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知県						518	自社処分は500円/トン
沖縄県						71	
北海道					平成18年10月1日	104	平成18、19年度は暫定税率を適用
山形県						45	
愛媛県					平成19年4月1日	平年度見込額 264	自社処分は500円/トン 平成19～21年度は暫定税率を適用
福岡県	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	平成17年4月1日	335	
佐賀県						127	
長崎県						160	
大分県						334	
鹿児島県						111	
宮崎県						260	

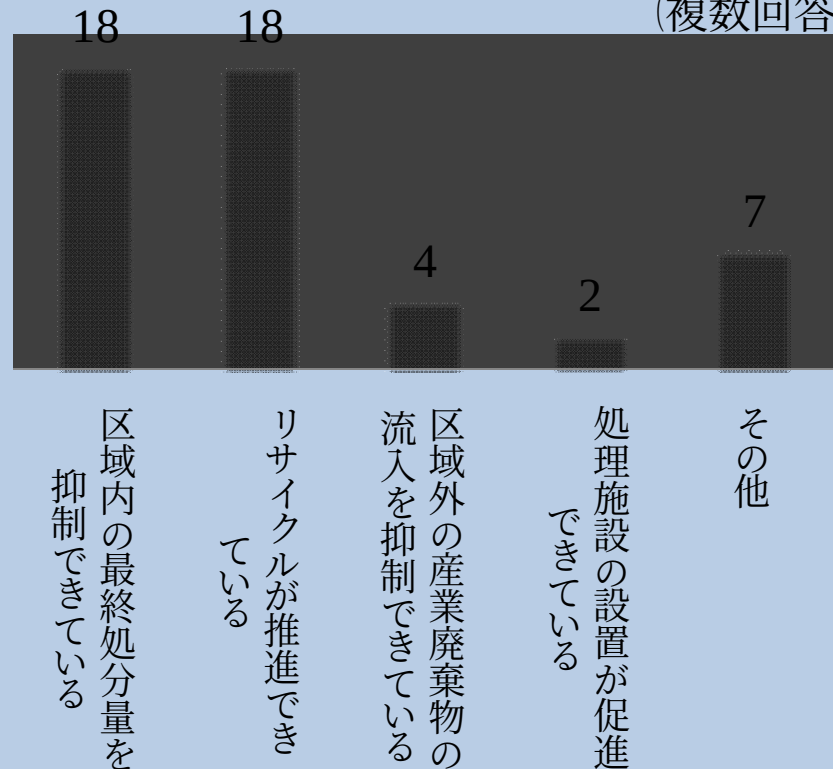
総務省HPより環境省作成

産業廃棄物税の導入について

○ 現時点では、2自治体にて導入を検討しているが、その他自治体では導入予定なし。

産業廃棄物税の導入効果

(複数回答)



現時点では導入を検討していない理由

(複数回答)



導入を検討していない理由としてはその他、

- ・本来は処理責任のある排出事業者に直接課税すべきだが徴税が困難という課税対象の問題があるため
- ・県民の理解が得られるような緊急性の高い課題がないため
- ・排出事業者に新たな負担を求めることは、自助努力や市場の力による排出抑制等を減退させるおそれがあるため
- ・他県で設定されている税額と同程度の場合は、産業廃棄物の減量化効果が小さいため
- ・近隣圏で既に異なる方式の産業廃棄物税が導入されており、二重課税を回避する必要があるが、都道府県間調整が困難であるためなどが挙げられている。

国際的な資源循環の状況

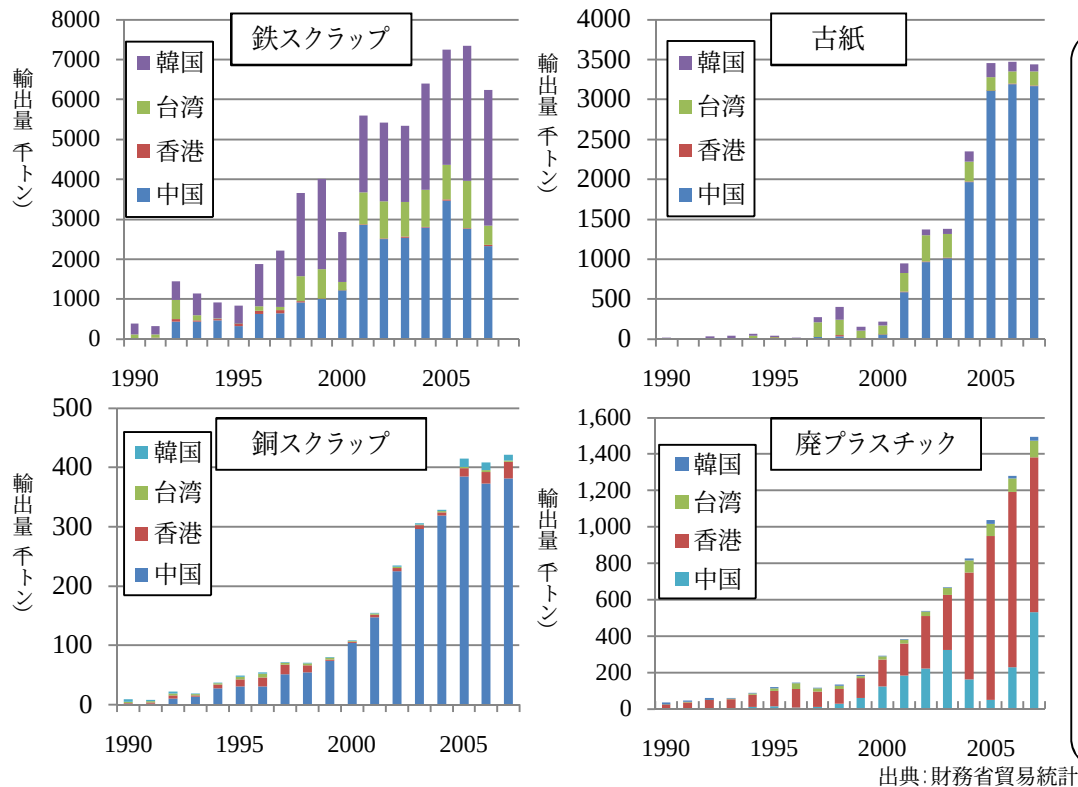
循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加

リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加

→循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

循環資源の輸出の推移



アジアにおける廃棄物処理の現状

中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

廃棄物処理法の輸出入規制概要

国内の処理等の原則（法第2条の2）

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

輸入許可（法第15条の4の5）

許可の基準

- ・ 国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されることが
- ・ 申請者が当該廃棄物に応じた処理能力を持つ産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設を有する者等であること

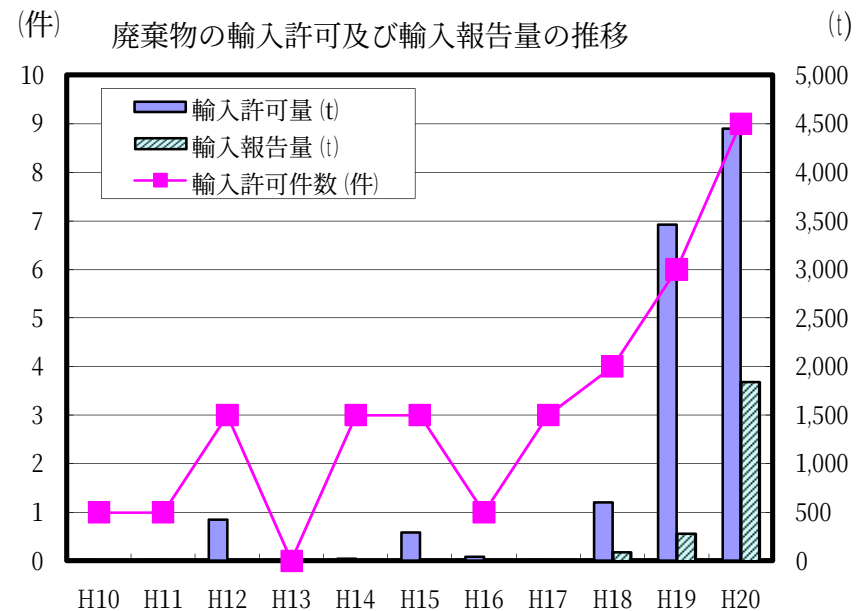
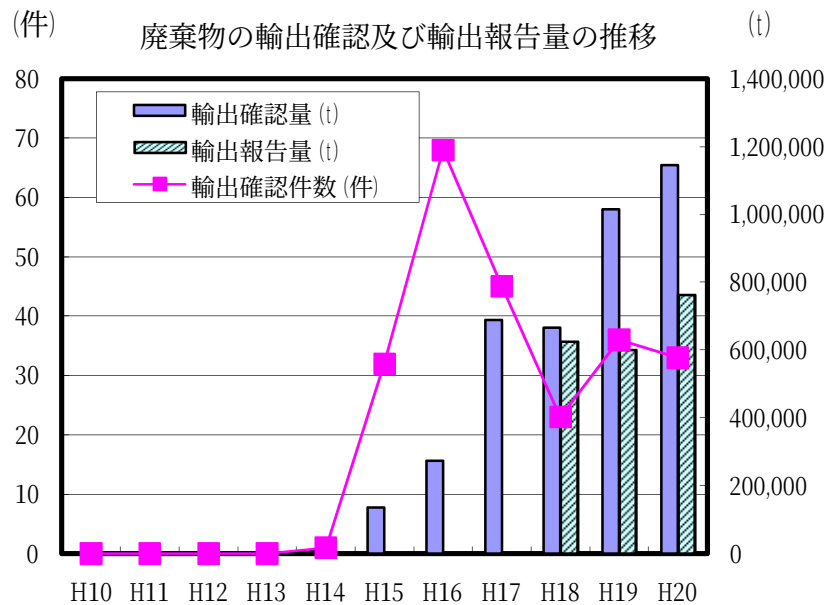
輸出確認（法第10条、法第15条の4の7）

確認の基準（①③④又は②③④）

- ①国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること
- ②国内処理が困難な廃棄物以外については、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ③国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ④申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物：市町村、産業廃棄物：排出事業者等）であること

廃棄物の輸出入実績(H20)

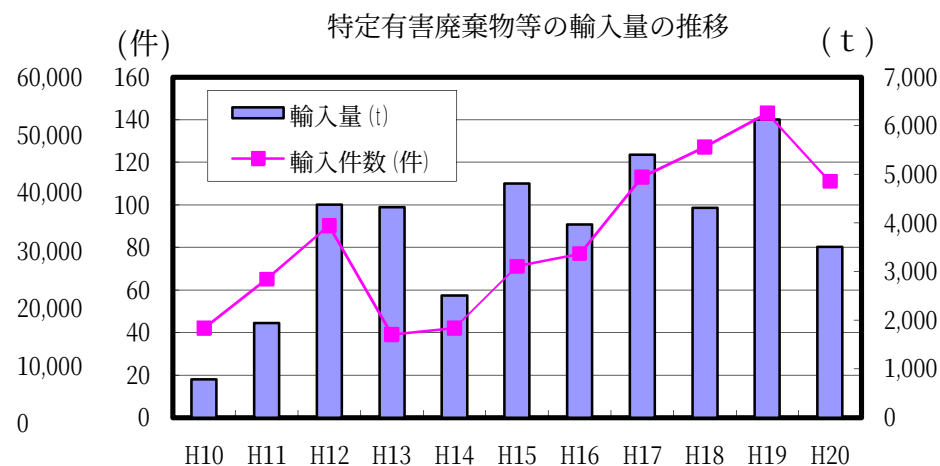
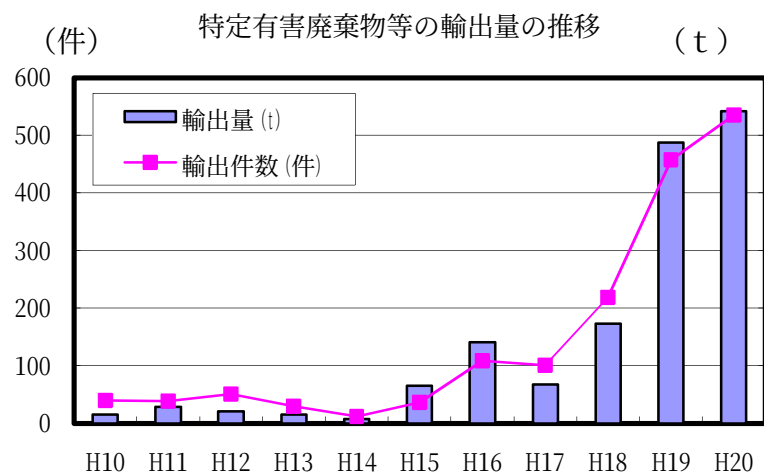
我が国からの輸出			我が国への輸入		
輸出確認	33件 (36)	1,145,600トン (1,015,340)	輸入許可	9件 (6)	4,450トン (3,461)
輸出報告量	762,897トン (600,686)		輸入報告量	1,843トン (282)	
相手国	韓国		相手国	タイ、フィリピン、韓国、台湾、香港	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、廃蛍光灯、使用済み感光体ドラム、使用済みカートリッジ等	



※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

特定有害廃棄物等の輸出入実績(H20)

我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	64件 (26)	225,992トン (99,850)	相手国への通告	38件 (42)	20,995トン (23,228)
輸出の承認	55件 (16)	218,590トン (53,600)	輸入の承認	31件 (28)	19,617トン (16,107)
輸出移動書類の交付	458件 (219)	48,788トン (17,357)	輸入移動書類の交付	143件 (127)	6,123トン (4,314)
相手国	韓国、ベルギー、米国		相手国	フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国等	
品目	鉛灰、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、ハンダのくず、ニッケルスラッジ等		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	



製造事業者等における 国外廃棄物の輸入取組事例

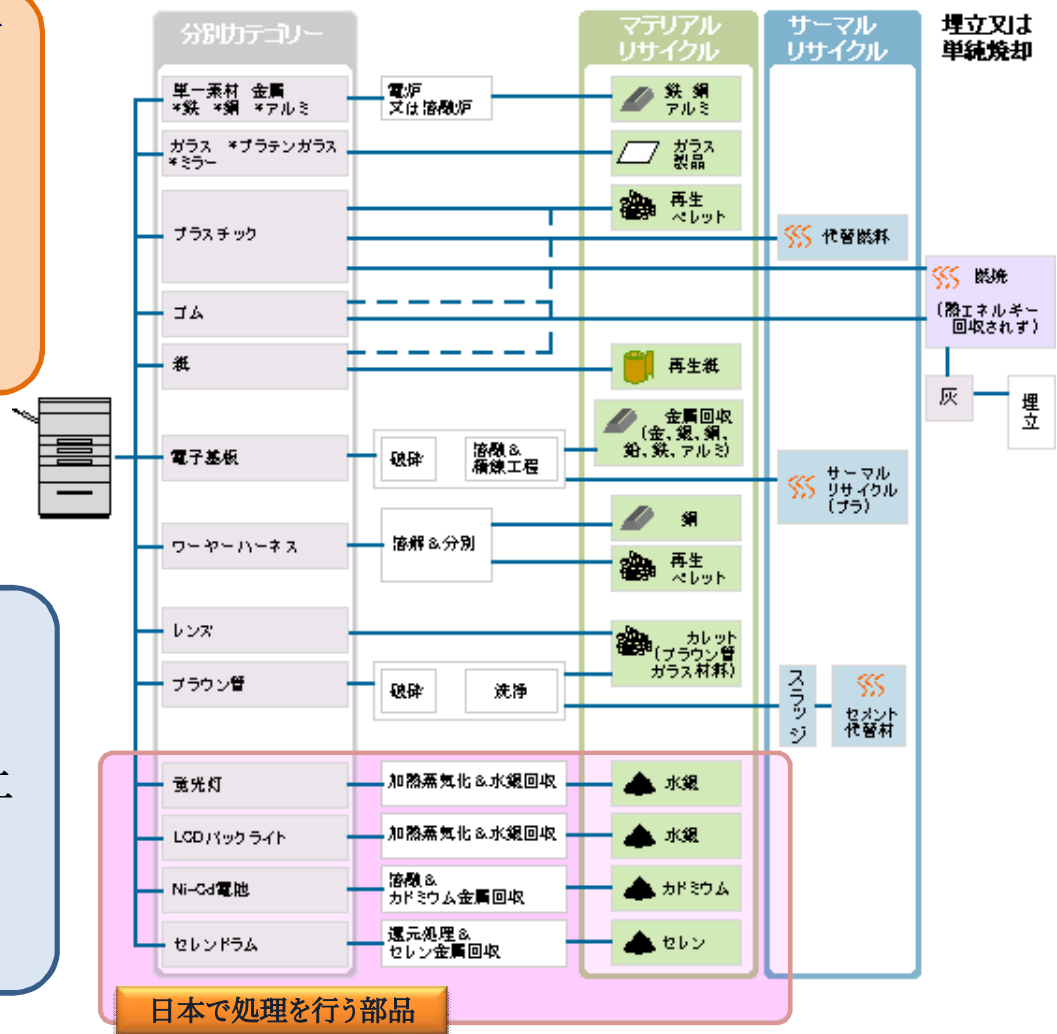
自社の海外工場で発生した廃棄物を我が国に輸入・処理

(例) 海外工場・事務所で廃棄され、途上国で適正処理が困難な廃蛍光管やバックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源回収

海外において販売された自社製品を回収し、我が国に輸入・処理

(例) 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収

マテリアルリサイクルフロー（FXEMモデルケース）

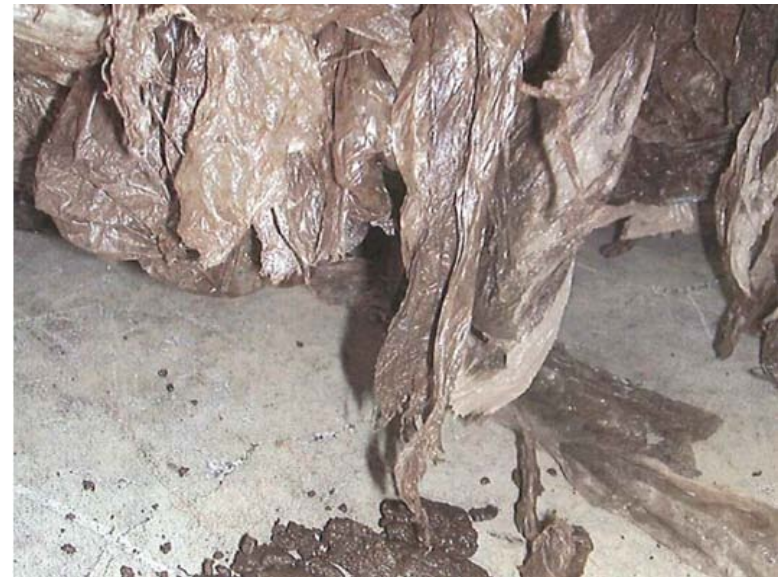


(富士ゼロックス株式会社HPより)

廃棄物の不法輸出の実例

廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して嚴重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出においては必ず破碎・洗浄・裁断等の前処理を行うよう説明会等で呼びかけている



不法な輸出入防止に向けた取組

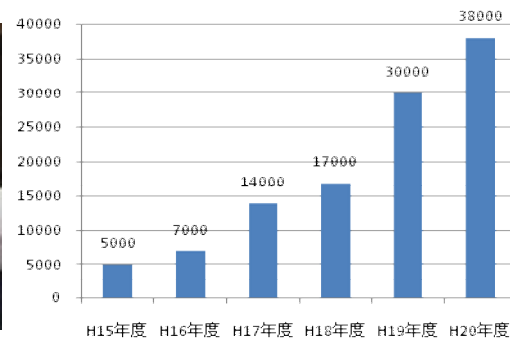
国内監視体制の強化

輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

<バーゼル法等説明会>



<事前相談件数>



<貨物立入検査>



中古利用目的と称したブラウン管テレビ



鉛を含有している可能性がある基板

アジア諸国との協力推進

担当官同士のネットワークや二国間での管理体制の構築を通じたアジア各国のバーゼル条約施行能力の向上

<アジアネットワーク>



- ・不法輸出入防止ワークショップの開催
- ・各国の法令情報に関するウェブサイトの運営

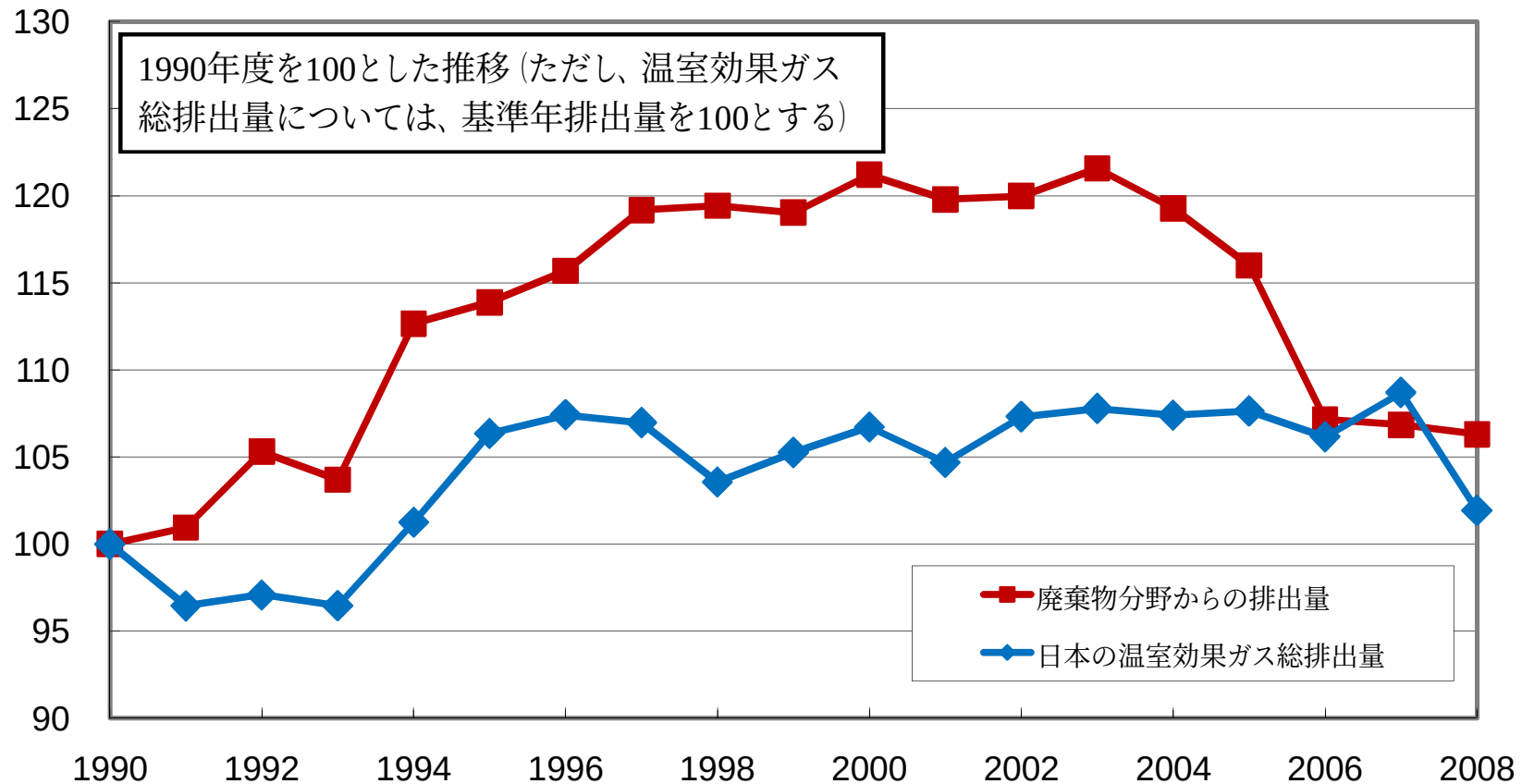
<E-wasteプロジェクト>

電気電子機器廃棄物(E-waste)の適正管理プロジェクトへの拠出

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・インベントリの策定
- ・回収パイロットプロジェクト等の実施

温室効果ガス排出量の推移

- ◆2008年度の日本の温室効果ガス総排出量は12億8,600万トン(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(1990年度、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年度)の排出量を1.9%上回っている。
- ◆2008年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、3,768万トン(CO₂換算)であり、1990年度(約3,540万トン)と比べ6.3%増となる。

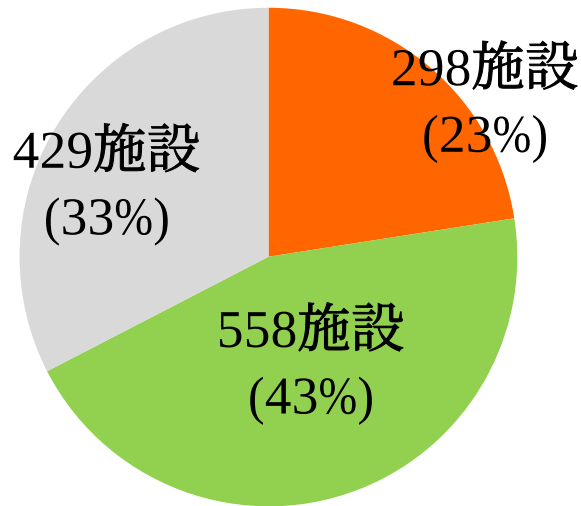


熱回収の状況

■ 余熱利用施設の状況

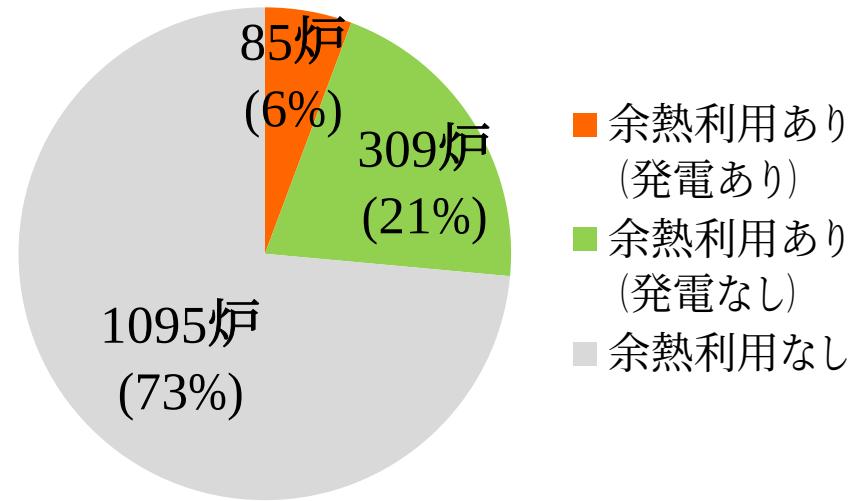
一般廃棄物焼却施設 (平成19年度)

(市町村、一部事務組合が設置した1285の焼却施設)

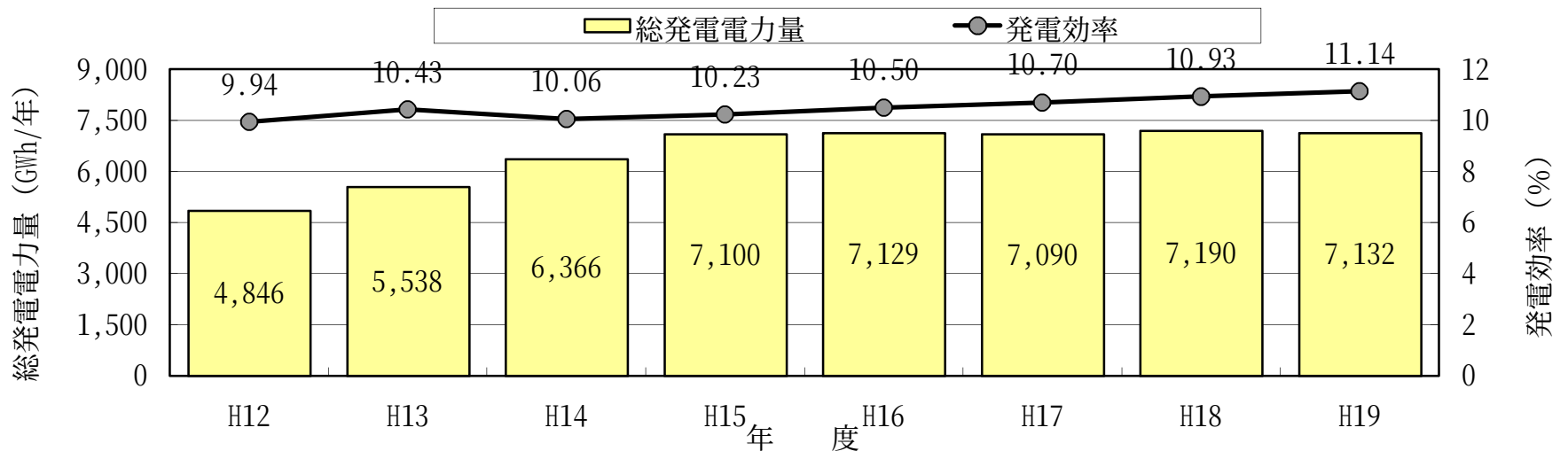


産業廃棄物焼却炉 (平成18年度)

(調査に対する回答のあった1489炉)



■ 廃棄物発電の普及状況 (一般廃棄物)

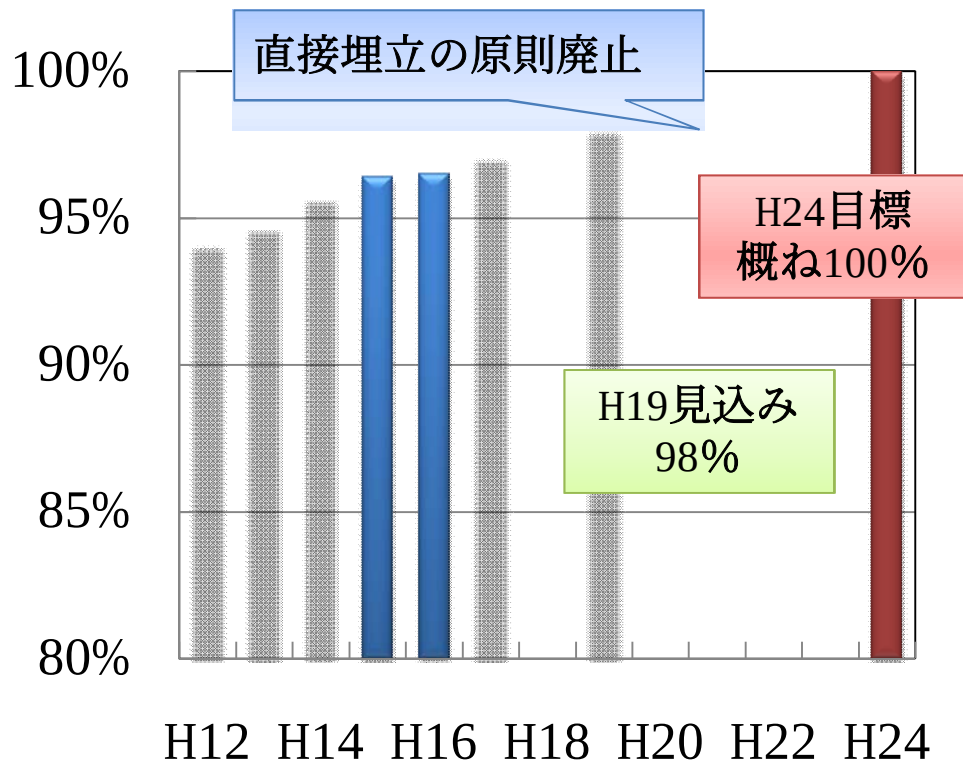


廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
- 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進

➡ 平成24年度における減量処理率
: 概ね100%



ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
- 今後、RPS法等を活用した高効率な廃棄物発電の実施

➡ 平成24年度における発電能力
: 2,500MW

